

長岡都市計画高度利用地区の変更（長岡市決定）

1 都市計画高度利用地区を次のように変更する。

（長岡市）

種 類	面 積	建築物の容積率の最高 限度	建築物の容積率の最低 限度	建築物の建蔽率の最高 限度	建築物の建築面積の最 低限度	備 考
高度利用地区 （長岡駅前城内地区）	約 0.5ha	65/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ²	S61.9.12 指定 注 1 注 2
高度利用地区 （大手通中央西地区）	約 0.3ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ²	H17.8.25 指定 注 2
高度利用地区 （大手通中央東地区）	約 0.5ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ²	H18.10.19 指定 H21.7.28 変更 注 2
高度利用地区 （大手通表町西地区）	約 0.5ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ²	H24.2.3 指定 注 2
高度利用地区 （大手通坂之上町地区）	約 1.7ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ²	今回指定 注 1 注 2 注 3
合 計	約 3.5ha					変更前 約 1.8ha

注 1) ただし、建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。

注 2) 壁面の位置の制限あり。

注 3) 壁面の位置の制限について、公共用歩廊その他これに類するものと接続する建築物の部分については適用しない。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

2 理由

建築物の敷地内に有効な空地を確保し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。